

令和7年4月23日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

『債務整理二次被害無料相談会

～「減額診断」などの事務所に依頼し、苦しんでいませんか?～』

2 開催日時

令和7年3月29日(土) 10:00～16:00

3 開催趣旨

現在、インターネット上に「借金減額診断」「借金減額チェッカー」「国が認めた借金減額方法」などの表現を用いた県外の大規模な弁護士・司法書士事務所の広告が大量に掲出されています。

こういった大量に広告を行う事務所の多くは、借金の問題の相談・依頼を受けるに際し「面談せず」、「高額な報酬」を払わせて「ずさんな債務整理」を行っているのが実情です。言うまでもなく、これらの執務姿勢は法律家として許されないものです。

そして、「借金減額診断」等の利用をきっかけに問い合わせたその事務所がまさかそのような実情にあるとはわからないため、借金の整理の依頼をし、借金問題が改善しない、さらには借金問題が悪化して苦しんでいる、という方が急増しています。

そこで、当会として、このような「債務整理の二次被害」に遭われた方々の被害回復と生活再建を図るべく、本相談会を企画しました。

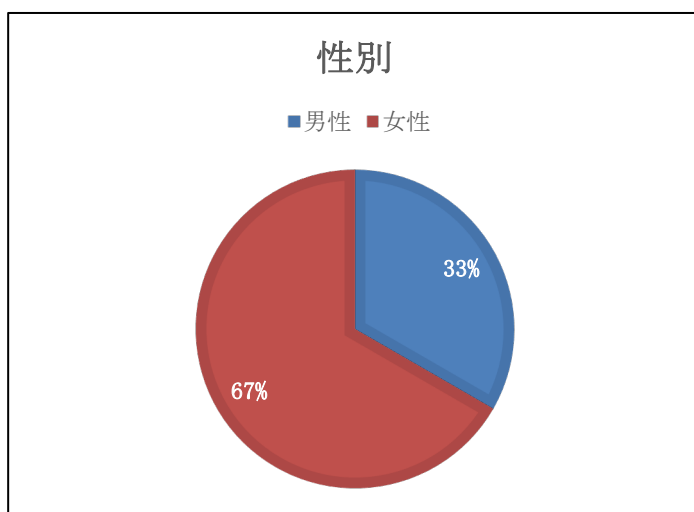
4 相談件数

合計 6件

内訳

(1) 性別

男性 2名 女性 4名

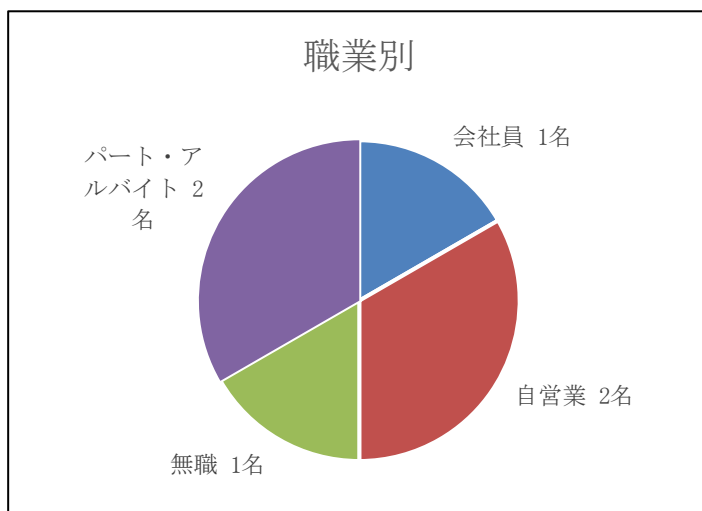


(2) 年齢

50代2名 60代1名 70代1名 不明2名

(3) 職業

会社員1名 自営業2名 無職1名 パート・アルバイト2名



5 主な相談内容

○スマートフォンで見たインターネット広告を見て、過払い金があるかと思い、大阪の司法書士法人へ相談。過払い金は無かったが任意整理を勧められ、依頼。債権者は1社のみ。その際も、その後も司法書士との面談は一切なかった。依頼後、月々6000円ずつ司法書士法人に振り込んでいたが(報酬は12万円)、それが報酬なのか返済なのかわからなかった。最近になって問い合わせたら、債権者に対する債務は4万円しか残っておらず、勝手に債権者と分割の和解をされていた。報酬の方が高いのはおかしい。信用できないので、依頼をやめたい。

○インターネットで見た弁護士法人へ債務整理を依頼。弁護士との面談はなかった。5年分割で任意整理となったが、支払いがきつい。毎月一定額を弁護士法人へ振り込み、返済代行もしてもらっている。報酬はおそらく月々の弁護士法人への振込金から支払い済みだが、確認できていない。

○「借金が減額できるかも」という広告を見て相談された方。破産・個人再生の手続き以外で借金が減額されることはほぼない旨を回答。

○過払い金があるかも、という広告を見て大阪の司法書士法人へ相談。司法書士と面談はなかった。月 15000 円を事務所口座へ振り込んでください、と言われ振り込んできた。1 月支払い分をもって報酬全額（13 万 2 千円）に足りているはずだが、何も連絡がない。手紙を書いたが返信もなく、電話をしたら 1 月に債権者と分割で支払う旨の和解が済んでいるとのこと。過払い金があるかどうかの調査を依頼したつもりなのに、なぜ勝手に分割払いで支払う旨の和解がされているのかわからない。電話した際、今後も月 15000 円支払ってくださいと言われたが、それが何の支払いなのか不明。

○東京の司法書士法人へ債務整理を依頼。直接の面談はなく、テレビ電話で面談を行った。何の打ち合わせ、確認もなく、債権者と分割支払いの和解をされてしまっている。返済計画らしきものは当初 LINE で送られてきたが、時間が経ち、ダウンロードできなくなってしまった。和解内容、返済計画が記載された書面を送付するよう依頼したが、対応が悪い。支払いが遅れたときの催促の電話はすぐに来る。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

弁護士・司法書士がインターネット広告を用い、高額な報酬目的で債務整理相談に誘導しているケースがほとんどでした。依頼に際し面談をしていない点、勝手に債権者と和解している点、書面を依頼者に交付しない点、事務所への振り込みを指示されている金額の内訳がわからない点、などが共通しています。

これはもはや消費者被害と呼ぶべきであり、到底看過できるものではありません。地方で借金に苦しむ方を食い物にする「貧困ビジネス」であり、言語道断です。

当会では、引き続きこれらの二次被害相談を常設相談の「消費者トラブル・少額トラブル（毎週月曜から金曜、12 時～14 時 相談番号：026-233-4110）で受け付けます。また、このような不適切な業務による二次被害を防ぐべく、債務整理に関する規則の制定を予定しています。